



# トクちゃん新聞

## 11月号

10月に12日間で5回も  
テニスしました。まだまだ  
だ



### 平成21年11月6日 徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: http://www.ft-tax.com/  
mail: info@ft-tax.com

### より一言

先日、家族で「湯快リゾート恵那峡国際ホテル」に行ってきました。この「湯快リゾート」は、**1年365日一泊二食付で一律料金7,800円**を打ち出しています。朝夕バイキング形式で、子供連れとしては周りへの迷惑を気にせず食事できるので、お気楽です。運営しているのは、「ジャンボカラオケ広場」の関連会社で、廃業旅館などを買い取り再オープンさせるというビジネスモデルの会社だそうです。

さて、利用しての感想は、「1泊2食付で7800円ならば、OK!」というところ。夕方5時半の食事提供開始直後はものすごい混雑で、特におばちゃん達はさながらバーゲン会場。キッチンと並んでいる小学3年の息子を押しよせのおばちゃん姿を何度か見て、**サービスよりも客層の問題か?**と思いました。とは言うものの、15分ほどすれば「バーゲン会場」も落ち着いて、普通に食事をとることが出来ました。その他、施設の古さが目についたこと等、いろいろありましたが、このビジネスモデルと人件費削減の点で、やむを得ないのだろうと思います。レストランやフロントのスタッフもおむね明るい対応で、教育はされている感じでした。ダム湖観光に頼ってきて地盤沈下する地域にあって、**地域活性化や雇用拡大にも役立っていて、社会的にも意義深いビジネス**だと思います。



旅館事業以外にも、**自社のノウハウを活かしつつ、一方で、投資効率や投資リスクを考えたビジネス**モデルがたくさんあるようです。私達の周りにもあるかも知れません。大事なものは、情報と発想力と行動力でしょうか。

### ◆税務情報

#### 手形交換所の取引停止処分を受けた場合等の貸倒引当金の設定

担当: 伊藤

得意先等に次の事柄が生じた場合には、**売掛金等の債権額の50%を貸倒引当金**に計上できます。

- ① 手形交換所による取引停止処分(6ヶ月の間に2度の不渡りを出すと取引停止処分となります。)
- ② 民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て
- ③ 会社更生法等の法律に規定による更正手続き開始の申し立て
- ④ 破産法の規定による破産手続き開始の申し立て
- ⑤ 会社法の規定による特別清算開始の申し立て



#### 3月決算の会社の場合

- ・取引先A社の受取手形について、2月末日に2度目の不渡りが発生し、銀行取引停止処分を受けた
- ・得意先A社について受取手形50万円、売掛金80万円を有している

3月末日にて (50万円+80万円) × 50% = 65万円 貸倒引当金に計上できます。

仕訳  
(借方) 貸倒引当金繰入額 65万円 / (貸方) 貸倒引当金 65万円



### ◆決算書の見方 PARTVI

担当: 杉山

経常利益を確保し、その利益額を上げるためには**①売上高を上げる②変動費(率)を下げる③固定費を下げる**のいずれかの手しかありません。今回は①の売上高の勘定分析を行いました。今回は②の勘定分析を行ってみましょう。

この**変動費(売上原価)**にこそ会社の独自性が込められていなければなりません。我が社にしか提供できない、魅力的な商品やサービスだからこそ顧客が喜んで購入して下さい。

**限界利益(=粗利益)**は企業の「可処分利益」です。時系列で全社、商品別の限界利益率の推移を確認し、低下傾向であれば提供している商品やサービスの魅力度が劣化していると考えていかねばなりません。

この**限界利益率**を改善するには下記の数式①でも判るように変動費を下げるか、販売単価を上げるかのいずれかの方法となります。

変動費の中で唯一、会社内でコントロール出来るのは「ミス」と「ロス」の撲滅による原価の抑制です。もう一つの大きなロスとなるのが**在庫**です。全社員の意思統一した販売計画を策定し、それに伴った「適時」「適量」の仕入を実践して下さい。

① **限界利益率(%) = (1 - (変動費 ÷ 純売上高)) × 100**  
(この%が高ければ高いほど良いです 貴社の%がどの位なのか同業他社と比較されることをお勧めします)

② **たな卸資産回転日数(日数) = たな卸資産 ÷ 純売上高 × 365**  
(この数値が短いほど望ましいとされています)



### ◆税務スケジュール(11月)

**11月10日(火)**  
・10月分 源泉所得税の納付  
・10月分 住民税の納付(特別徴収)

**11月30日(月)**  
・9月決算法人 確定申告  
・3月決算法人 中間(予定)申告  
・10月分社会保険料  
・所得税予定納税 第2期分  
・個人事業税 第2期分  
・労働保険料 第3期分

担当: 岡村

★年末調整資料送付は  
**11月30日(月)までに**  
★確定申告資料(その1)送付は  
**12月15日(火)までに**  
お願いいたします!

### ◆Excel(技) <列の幅を変えずに表をコピーする>

担当: 岡村

表を普通にコピーしても、元の表と同じ列幅にはなりません。だからといって、列幅を後から修正するのは面倒です。今回は表の内容や罫線だけでなく、列幅もコピーする方法を紹介します。

- ① コピーする表の範囲を選択します →
- ② 右クリックメニューから[コピー]を選択(あるいは、[編集]-[コピー]を選択) →
- ③ 貼り付ける表の左上端位置となるセルをクリックして、右クリックメニューから[貼り付け(P)]を選択します。

この段階では、列幅の情報はコピーされていません。次に、**そこで貼り付けた表を選択した状態で右クリックし、右クリックメニューから[形式を選択して貼り付け]を選択します。[列幅]をクリックして[OK]をクリックします。**これで、列幅もコピーされ、コピー元と同じ表になります。一度お試しください。



### ◆税理士さんって、どんな仕事?

担当: 徳野

先日、小学3年になる息子と風呂に入っている時、「父ちゃんの仕事は税理士さん? 税理士さんって、どんな仕事なん?」と聞かれ、次のように言いました。

「(妻の実家の)くるま屋さんは、故障した車を直す、車のお医者さんやろ? 税理士さんは、会社のお医者さんみたいなもんかな。会社が儲かっているかどうかを見る、通信簿みたいなもんがあるねんけど、それがキチンと出来ているかどうかを採点して間違っているところがあったら直してもらわねん。直してもらった通信簿を社長さんに見てもらって、**会社が病気が健康か説明するねん。で、病気を治したり、これからずっともっと元気でいられるにはどうしたらいいのかなって、考えてもらうようなお話をする仕事やな。**」  
★みなさんのお仕事を小学生に説明しようとすると、どうなりますか? 案外、自社の本質が見えるかも知れません。

ところで、皆さんは徳野会計や他の会計事務所は何を期待して顧問料をお支払いされているのでしょうか。

- ・1年に1度の申告業務
- ・3年に1度の税務調査対応
- ・データ入力
- ・数字を通した経営上のヒント
- ・特に何も期待していない etc



私としては、月に1度の「健康診断」と「健康相談」がメインの仕事だと思っています。ひょっとしたら、経営相談なんて、おこがましいのかも知れません。でも、ほとんどの**税理士は、経営者・社員さんの方々の次くらいに、その会社をよくしたい、よくなって欲しいと考えて仕事をしている**という自負を持っています。思いがけず、いいヒントが出るかも知れません。ぜひ、**会計事務所を上手にお使いいただければ**と思います。

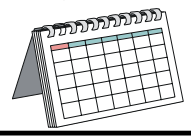
### ◆来年の手帳は?

担当: 岡村

早いもので、今年も残すところあと2ヶ月をきりました。文具店や雑貨店の専用コーナーには、多種多様な手帳が並んでいますね。2010年版は、自分らしく使えるものやタイムマネジメントできるものが人気だそうです。売上ダントツ1位といわれている『ほぼ日(にち)手帳』シリーズの中でも**“cousin(カズン)タイプ”**は、去年は売り切れてしまったようです。

1日1ページというレイアウトで、自分の好きなように何でも書き込めるという「ほぼ日手帳」。“cousin(カズン)タイプ”は少し大きめのA5サイズです。また、最近人気の**“パーチカルタイプ型”**も随分増えていますが、“パーチカルタイプ型”とは縦に時間軸があり、一日の動きが把握しやすいレイアウトになっています。私も社労士の先生から教えていただき、このタイプのものを2年連続使用しております。2010年度版もすでに購入済みです。

いずれにしても、最近では**画一的ではなく“自分らしい”使い方ができるもの**が群を抜いて売れているとのこと。まだ2010年手帳を買われていない方は、さっそく自分らしく使える手帳を探してみてくださいませんか?



### ◆寡婦控除・寡夫控除

担当: 赤松

12月31日の時点で、夫や妻と離婚・死別した後、婚姻していない方で一定の要件を満たす方は、確定申告で寡婦(夫)控除を受けることができます。下記の要件に当てはまるかもという方は、弊社までご相談下さい。

合計所得金額が500万円以下の場合

| 事由 | 区分 | 扶養親族 |       | 子供独立 |
|----|----|------|-------|------|
|    |    | 無    | 有     |      |
| 離婚 | 女性 |      | 特定寡婦※ |      |
|    | 男性 |      | 寡夫※   |      |
| 死亡 | 女性 | 寡婦   | 特定寡婦※ | 寡婦   |
|    | 男性 |      | 寡夫※   |      |

合計所得金額が500万円を超える場合(女性のみ適用)

| 事由 | 区分 | 扶養親族 |    | 子供独立 |
|----|----|------|----|------|
|    |    | 無    | 有  |      |
| 離婚 | 女性 |      | 寡婦 |      |
| 死亡 | 女性 |      | 寡婦 |      |

※扶養の子がある場合に限り  
(例) 夫と死別し、所得金額400万円、扶養親族のない女性  
この場合は、所得金額が500万円以下→女性→扶養親族無の欄を見て寡婦と判断します。ちなみに、上記の条件で、所得金額が500万円を超えていた場合は、500万円超→女性→扶養親族無→適用なしと判断することになります。